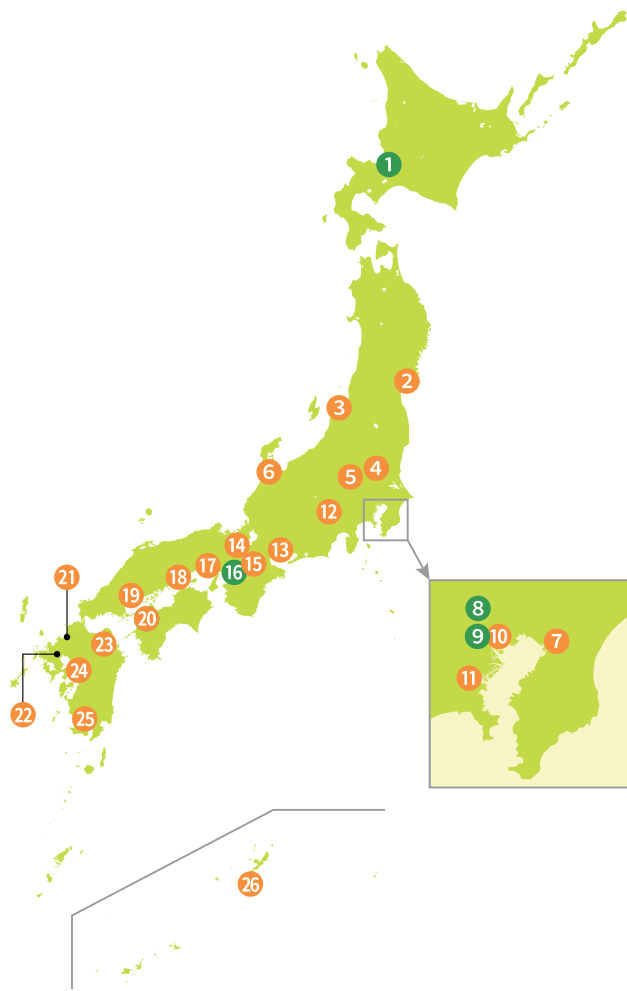


内閣総理大臣認定
令和6年3月現在

適格消費者団体・特定適格消費者団体

- | | | | |
|----|------------------------------|------------------|----|
| 1 | 特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道 | TEL：011-221-5884 | 適格 |
| 2 | 特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく | TEL：022-727-9123 | 適格 |
| 3 | 特定非営利活動法人
消費生活ネットワーク新潟 | TEL：025-384-4021 | 適格 |
| 4 | 特定非営利活動法人
とちぎ消費者リンク | TEL：028-678-8000 | 適格 |
| 5 | 特定非営利活動法人
消費者支援群馬ひまわりの会 | TEL：0277-55-1400 | 適格 |
| 6 | 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ | TEL：076-254-6733 | 適格 |
| 7 | 特定非営利活動法人
消費者市民サポートちば | TEL：043-239-6037 | 適格 |
| 8 | 特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会 | TEL：048-844-8972 | 適格 |
| 9 | 特定非営利活動法人
消費者機構日本 | TEL：03-5212-3066 | 適格 |
| 10 | 公益社団法人
全国消費生活相談員協会 | TEL：03-5614-0543 | 適格 |
| 11 | 特定非営利活動法人
消費者支援かながわ | TEL：045-349-9729 | 適格 |
| 12 | 特定非営利活動法人
やまなし消費者支援ネット | TEL：055-269-7771 | 適格 |
| 13 | 特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットワーク東海 | TEL：052-734-8107 | 適格 |
| 14 | 特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク | TEL：075-211-5920 | 適格 |
| 15 | 特定非営利活動法人
なら消費者ねっと | TEL：0742-93-7741 | 適格 |
| 16 | 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西 | TEL：06-6945-0729 | 適格 |
| 17 | 特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット | TEL：078-361-7201 | 適格 |
| 18 | 特定非営利活動法人
消費者ネットおかやま | TEL：086-230-1316 | 適格 |
| 19 | 特定非営利活動法人
消費者ネット広島 | TEL：082-962-6181 | 適格 |
| 20 | 特定非営利活動法人
えひめ消費者ネット | TEL：089-987-3101 | 適格 |
| 21 | 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡 | TEL：092-292-9301 | 適格 |

- | | | | |
|----|-----------------------------|------------------|----|
| 22 | 特定非営利活動法人
佐賀消費者フォーラム | TEL：0952-37-9839 | 適格 |
| 23 | 特定非営利活動法人
大分県消費者問題ネットワーク | TEL：097-521-2206 | 適格 |
| 24 | NPO法人
消費者支援ネットくまもと | TEL：096-356-3110 | 適格 |
| 25 | 特定非営利活動法人
消費者ネットワークかごしま | TEL：099-201-5131 | 適格 |
| 26 | NPO法人
消費者市民ネットおきなわ | TEL：098-988-8744 | 適格 |



- ※ ●は適格消費者団体、●は特定適格消費者団体を表します。
- ※ 地図上の所在地は、変わる場合があります。
- ※ 団体により、電話受付時間は異なります。
- ※ 最新の情報は、下部に記載のCOCOLiS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイトををご覧ください。

内閣総理大臣認定
令和6年3月現在

消費者団体訴訟等支援法人

特定非営利活動法人
消費者スマイル基金

TEL：03-5216-7767

このパンフレットに関するお問合せは

消費者庁 消費者制度課 TEL：03-3507-8800(代表)

令和6年3月

COCOLiS
(消費者団体訴訟制度)
ポータルサイト
<https://cocolis.caa.go.jp/>



守ります。あなたの財産



COCOLiS (消費者団体訴訟制度)



内閣総理大臣が認定した消費者団体が、
事業者の不当な行為の差止や
消費者に代わって被害の回復を行います。





COCOliS (消費者団体訴訟制度) とは？



消費者団体訴訟制度には、差止請求制度と被害回復制度があり、

- ・消費者のお金が「被害」ではなく必要・有益な物・サービスの購入に回される
- ・不当な取引が抑止・是正されることで公正・健全な市場になる

などの社会全体に対する効果も期待されているよ。

消費者団体訴訟制度のキャラクター
「こりす」

消費者団体訴訟制度の概要

差止請求制度のキャラクター
「てりす」



・問題がありそうなセールス、契約条件、広告などを見つけたときは、消費者の皆さんから適格消費者団体に情報提供してね！
・適格消費者団体は、多くの消費者に関わる消費者トラブルの防止のために、情報を集めているよ。

差止請求

「適格消費者団体」が事業者の不当な行為の差止請求を実施します！

適格消費者団体

内閣総理大臣の認定を受けた法人である消費者団体

特定適格消費者団体

適格消費者団体のうち、被害回復裁判手続を追行できる主体として新たに内閣総理大臣の認定を受けた団体

支援



・消費者団体訴訟等支援法人は、情報発信や特定適格消費者団体・事業者・行政の事務の代行などを通じて、制度の運用を支援する役割を担うよ。
・現在、消費者団体訴訟等支援法人として認定されているのは「消費者スマイル基金」で、寄附を集めて、(特定) 適格消費者団体を助成する活動も行っているよ。

消費者団体訴訟等支援法人

消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支えるために、内閣総理大臣の認定を受けた法人

被害回復

「特定適格消費者団体」が多数の消費者が受けた被害について裁判を通じて被害回復を図ります！

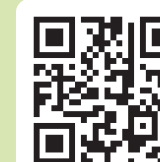


・返金等を受けるためには、手続への参加が必要だよ。特定適格消費者団体に連絡してね！
・COCOliS (消費者団体訴訟制度) ポータルサイトで自分に関係する事案がないか探してみよう。
・特定適格消費者団体、事業者、消費者団体訴訟等支援法人から、個別に手紙、メール等が届くこともあるよ。

被害回復制度のキャラクター
「とりす」

COCOliS (消費者団体訴訟制度) ポータルサイト

消費者団体訴訟制度に関する情報が一元化されたサイトです。差止請求や被害回復裁判の事例について調べたり、お知らせを受け取ったりすることができます。



<https://cocolis.caa.go.jp/>

消費者庁消費者ホットライン188イメージキャラクターイヤン



「消費者ホットライン (局番なし「188」番)」について
個別にトラブルを解決したい場合は、「消費者ホットライン (局番なし「188」番)」に電話してね。
お住まいの消費生活センターにつながるよ。

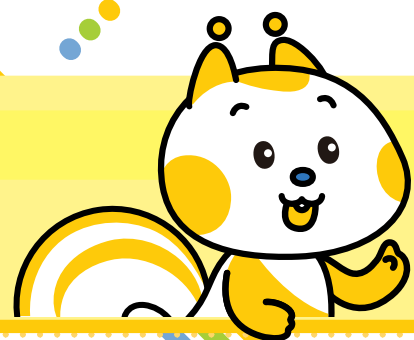
188 案内ページはこちら▶



COCOliS は消費者団体訴訟制度の英訳

Consumer Organization Collective Litigation System から愛称を決めたんだよ。

ココリスで覚えてね！

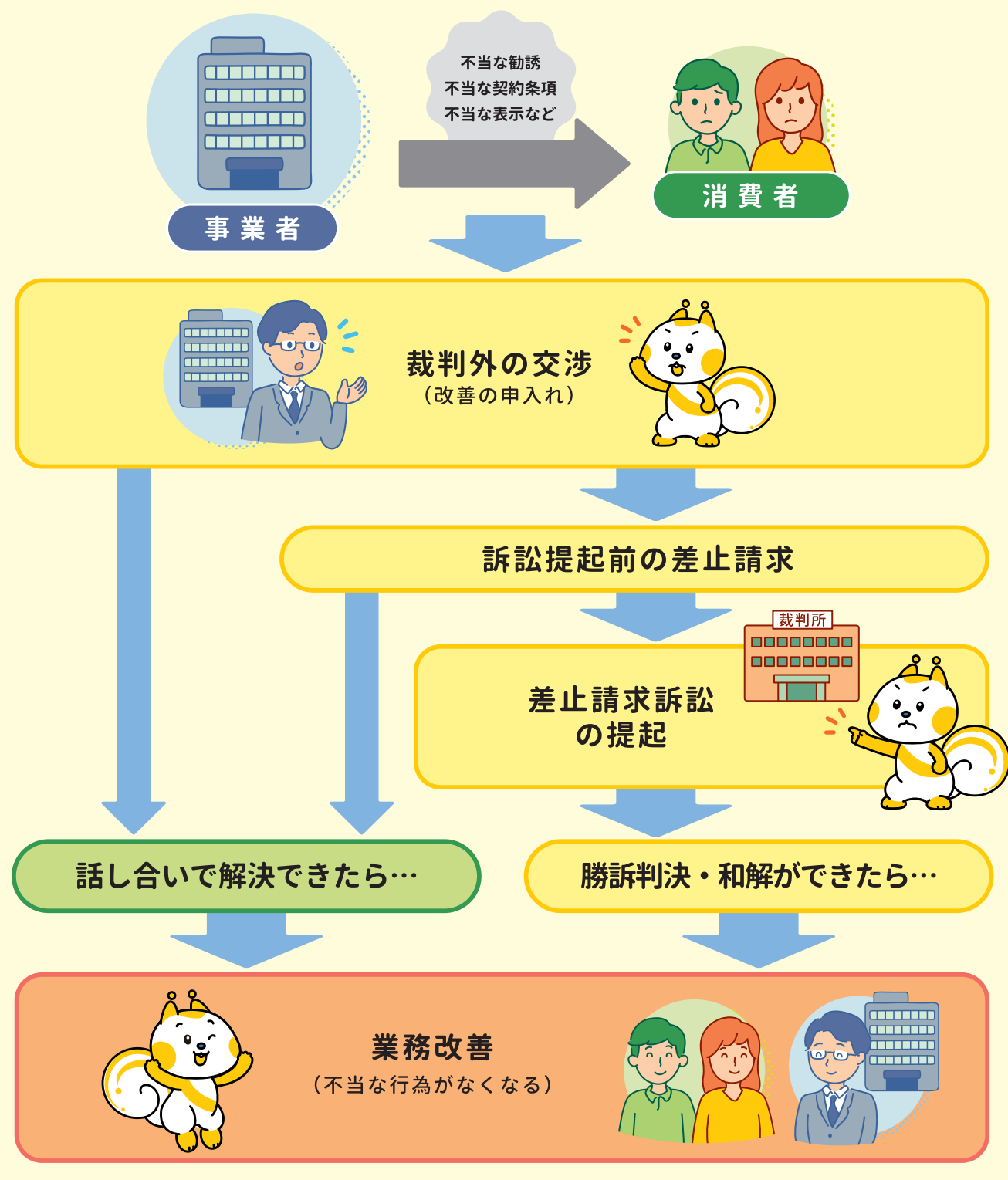


差止請求制度って？

差止請求制度とは、**適格消費者団体**が、「不当な勧誘」、「不当な契約条項」、「不当な表示」などの事業者の不当な行為をやめるように求めることができる制度です。

差止請求

差止請求の流れ



差止請求の対象は…

事業者が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法等に違反する不当な行為を行っている、又は、行うおそれがあるときが対象です。
(※消費者契約法のほか、景品表示法、特定商取引法、食品表示法に規定されています。)



嘘を言う等の不当な勧誘



キャンセルできない等と記載した不当な契約条項



実際より優れた内容であるかのような不当な表示

適格消費者団体が、事業者の不当な行為をやめるように求めます。

例えば…

スポーツクラブの表示に関する差止請求



全額返金してもらえるのは、スポーツクラブが承認した場合に限定

オンラインゲームを含むポータルサイトの会員規約に関する差止請求



事業者の措置により会員に損害が生じても一切損害を賠償しないとする条項

専門学校の前払い授業料に関する差止請求



前払いした授業料は、入学を辞退しても一切返金しないとする条項





被害回復制度って？

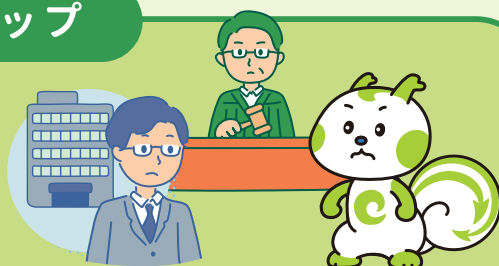
被害回復制度とは、多数の消費者に共通して生じた被害について、**特定適格消費者団体**が裁判を通じて集団的な被害の回復を求めることができる制度です。



被害回復の流れ

第1ステップ

事業者の
責任の有無の確認



勝訴判決・和解ができたなら…

参加の呼びかけ



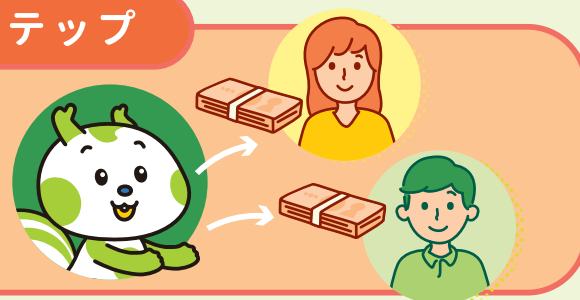
事案ごとの参加の条件や費用などの詳細は、担当する特定適格消費者団体に確認してね。



COCOliS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイトも見てね。

第2ステップ

消費者への支払



被害回復の対象は…

消費者と事業者との間で締結される契約に関して、被害を受けた消費者から事業者に対して一定の金銭の支払請求権が生じるものが対象です。



死亡・けがによる損害など対象にならないものもあるよ。令和4年の法改正で慰謝料については一定の場合は対象になったよ。



詐欺的な未公開株取引



マンションの耐震偽装



中途解約しても返金されない英会話教室

特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害回復裁判手続を行い、事業者から被害金額を取り戻します。

例えば…

大学医学部の入試得点調整

大学入試において、女性や浪人生の出願者が不利となる得点調整が行われた事例。不利な扱いを受けた受験生に対し、受験料等相当額の賠償義務があると裁判で認められ、支払われた。

